

各 高齢者施設・住まい及び介護保険事業所 管理者 殿

福祉子どもみらい局福祉部
高齢福祉課長
(公 印 省 略)

令和 3 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
における当初協議の実施について（通知）

本県の高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃からご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和 3 年 4 月 30 日付で関東信越厚生局健康福祉部健康福祉課から、標記の協議を実施する事務連絡がありました。

については、事業の実施をご検討の上、積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

なお、定員 29 人以下の小規模施設等については、協議書の提出先は事業所所在地の各市町村になりますのでご注意ください。

1 補助対象事業

- ① 既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業
 - ② 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（水害対策強化事業分）、高齢者施設等の水害対策強化事業
 - ③ 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（耐震化分・大規模修繕等分・非常用自家発電設備整備事業分）
 - ④ 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業
 - ⑤ 高齢者施設等の給水設備整備事業
 - ⑥ 高齢者施設等の安全対策強化事業（ブロック塀等改修）
 - ⑦ 高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業
- ※補助対象事業によって、補助対象施設が異なりますので、掲載場所にある「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金補助対象整理表」を必ずご確認ください。

2 掲載場所

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 5. 国・県の通知

→ 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=967&topid=6>)

3 提出資料

①「防災・減災等事業整備計画書」

② 添付書類

ア. 平面図、位置図、写真等（現況及び改修箇所が分かるもの）

イ. 見積書（公的機関、工事請負業者）

4 提出方法・部数

紙媒体 3部 + 電子媒体

5 提出先

【郵送・メール】

特別養護老人ホーム、老人短期入所施設（特別養護老人ホームに併設又は定員30人以上の単独型の事業所）、軽費老人ホーム、養護老人ホーム

→高齡福祉課 福祉施設グループ

fshisetsu.508@pref.kanagawa.jp

介護老人保健施設、介護医療院、有料老人ホーム

→高齡福祉課 保健・居住施設グループ

hoken-kyojyu.tt77@pref.kanagawa.jp

通所介護事業所（定員19人以上）

→高齡福祉課 在宅サービスグループ

kaigoshidou@pref.kanagawa.jp

6 提出期限

令和3年5月21日（金）必着

※ 定員29人以下の小規模施設等については、提出先の事業所所在地の各市町村へ別途ご確認ください。

7 その他

県の交付決定後に着手された事業が対象となります。ご承知おきください。

上記2の掲載場所に記載の「補助金活用にあたっての一般的な留意点について」をご参照ください。

【照会先】

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齡福祉課

福祉施設グループ 田中 (045)210-1111 内線 4853

保健・居住施設グループ 星・真壁 (045)210-1111 内線 4856、4857

在宅サービスグループ 浜田・田野 (045)210-1111 内線 4841、4842

令和3年4月30日

各

都道府県
中核市
指定都市

 高齢者施設等整備担当課 御中

関東信越厚生局健康福祉部健康福祉課

令和3年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における当初協議の実施について

平素より、介護保険制度及び高齢者保健福祉行政の推進につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の交付金については、介護施設等における防災・減災対策を推進するため、スプリンクラー等の整備、老朽化に伴う大規模修繕等のほか、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）を踏まえ、耐震化改修のほか、非常用自家発電設備・給水設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等を支援しているところです。

また、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、換気設備の設置事業を新たにメニューに追加しました。

※換気設備の設置事業は、地域医療介護総合確保基金からの移管。昨年度実施していた多床室の個室化改修については今年度より同基金に移管。

つきましては、下記のとおり、協議を実施いたしますので、事業の実施をご検討の上、積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、管内の市区町村分（指定都市、中核市を除く）の協議について取りまとめいただきたく、ご協力の程、よろしく願いいたします。

記

1. 補助対象事業及び補助協議単価等

別紙のとおり。特に別紙1の整理票をよくご確認ください。

2. 提出資料

(1) 「防災・減災等事業整備計画書」（別添1）

別添1に関係する以下の資料を付すこと。

ア. 平面図、位置図、写真等（現況及び改修箇所が分かるもの）

イ. 見積書（公的機関、工事請負業者等の民間事業者）

(2) 「整備計画一覧表」（別添2）※該当する事業分のみ

都道府県は、管内市区町村分（指定都市、中核市を除く）を取りまとめた上で、提出をお願いします。

3. 提出先

関東信越厚生局 健康福祉部健康福祉課 福祉係 石見
〒330-9713 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 7階

4. 提出方法・部数

(1) 別添 1 の資料及び必要添付書類 紙媒体 2部

(2) 別添 2 の資料 紙媒体 2部 + 電子媒体

ドッジファイルまたはフラットファイルでファイリングした上で、背表紙を入れ、
自治体・事業所ごとに仕切り紙などで仕分けして提出すること。

5. 提出期限

令和3年5月28日（金）必着

6. 留意事項

(予算関係)

- ・ 予算を上回る協議となる可能性があることから、実施主体（自治体）におかれましては、事業ごとに優先順位を必ず付してください。
- ・ 事業内容によっては、令和2年度本省繰越予算を充当することがあります。

(事務処理関係)

- ・ 参考1のチェックリストを活用いただく等により、適切に内容の確認を行ってください。
- ・ 関東信越厚生局への交付申請にあたっては、内示額を上回ることはないようお願いいたします。

【照会先及び整備計画一覧表電子媒体送付先】

関東信越厚生局健康福祉部健康福祉課

石 見

電 話：048-740-0733

e-mail：iwami-ryouhei@mhlw.go.jp